

～男女共同参画社会の実現に向けて～

創刊号 2011年11月

東郷町男女共同参画情報誌

「東郷町男女共同参画推進条例」 が施行されました!

男女共同参画社会とは…

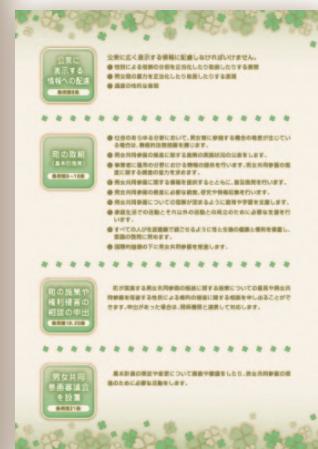
男女が、互いの人権を尊重しつつ責任を分かちあい、
性別にかかわりなく、あらゆる分野で共に参画し、
その能力と個性を十分に発揮することができる社会のことです。



東郷町男女共同参画推進条例 ～あなたしさ 私らしさを 発揮して 輝く社会～

概要版

このパンフレットは、東郷町男女共同参画推進条例の概要と、男女共同参画を実現するための取り組みについて紹介しています。東郷町は、男女共同参画を実現するための取り組みを通じて、より良い社会を実現することを目指しています。

東郷町男女共同参画推進条例の概要版。中央には、四つの大きな緑色の心臓形のアイコンがあり、それぞれに町内の建物（住宅、学校、病院、公園）が描かれています。左側には「基本理念」と「責務」の詳細が記載されています。右側には「男女共同参画社会を実現するには…」と題された図解があり、家庭、学校、職場、地域社会における具体的な取り組みが示されています。

東郷町男女共同参画推進条例のパンフレット（概要版）ができました！
基本理念や責務などが分かりやすく載っています。
役場、町民会館、いこまい館に置いてありますので、ご自由にお持ち帰りください。

情報誌のタイトルを募集します!

男女共同参画情報誌のタイトルを募集します!
親しみやすく、わかりやすいタイトルを
たくさんご応募ください。



東郷町では、男女共同参画情報誌の創刊号を、2011年11月に発行することとなりました。

この情報誌は「男女共同参画」という言葉が身近に感じられるように、幅広く町民の方や事業者の方に向けて情報を発信することを目的としています。

家庭や地域、職場、政策決定の場などあらゆる分野で男女が共に個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて一緒に考えていきましょう。

応募締切 平成24年1月31日(火)必着
提出方法 郵送、FAX、Eメールで応募してください。

- (1) 作品は、自作、未発表のものとします。
- (2) 作品は1人2点までとします。
- (3) 愛称のほかに、その愛称の簡単な説明、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入してください。

作品送付先

〒470-0198
愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地
東郷町役場 くらし協働課
「男女共同参画情報誌タイトル」係
FAX 0561-38-7933
Eメール tgo-kurashi@town.aichi-togo.lg.jp

■男女共同参画コーナー

「東郷町男女共同参画推進条例」が施行されたのを機に、役場玄関ホールに「男女共同参画啓発コーナー」を設置しました！

このコーナーでは、男女共同参画に関する情報を提供したり、関連図書の貸し出しを行っています。

また、図書館では男女共同参画啓発コーナーの拡充と関連図書を充実させました。

役場や町民会館、いこまい館にお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。



■東郷町男女共同参画推進条例

基本理念（第3条）

- ①男女は、お互いに人権を尊重しましょう。
- ②性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行を見直しましょう。
- ③男女が、方針の立案や決定に共同して参画できるようになります。
- ④男女が、家庭生活と地域や職場などの活動との両立ができるようになります。
- ⑤男女が、生涯に渡り健康な生活を営むために、お互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利について、自らの意思が十分に尊重されるようにしましょう。
- ⑥国際社会の取組に協調して、男女共同参画を推進しましょう。

責務（第4条～6条）

町民（教育関係者も含む）は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に男女共同参画の推進に取り組みましょう。

事業者は、事業活動において、自ら積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、町が実施する施策に協力しましょう。

町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。町民（教育関係者を含む）と事業者と協働して、男女共同参画の推進に取り組みます。



男女共同参画

男女共同参画について、皆さんもぜひ自らのこととしてとらえて、家庭、地域、学校、職場などで、できることから取組を始めてください。

推進条例について、詳しくは町ホームページをご覧いただくな役場のくらし協働課にお気軽にお問い合わせください。

■ インタビュー



(川瀬雅喜 町長)

本町では、4月の推進条例施行をきっかけに、今後も男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策に積極的に取り組んでいきます。

その取組の一つとして、この4月から女性の部長級に職員1名と課長級に職員2名を新たに登用しました。本町も国や県の数値目標と同様に、2020年までに女性の管理職30%を目指しています。

もう一つの取組は、この情報誌です。この情報誌を家庭、地域、学校、職場などでお読みいただき、町民の皆様が男女共同参画を感じることができるものとして活用されることを願っています。

そして、住んでよかったですといえる町づくりに、ご参加いただければと思います。

(谷直衛 教育長)

学校での「男女共同参画」は、子どもも教師もかなり以前から着実な歩みを進めています。たとえば、中学校の技術・家庭科は、平成5年度から男女共修となっています。生涯学習の場においても、性別にかかわらず個性や能力を十分発揮できる環境を構成していくことが大切だと思います。何事も決めづらいところから出発です。



(中林久子 東郷町男女共同参画審議会 会長)

平成19年に「男女共同参画プラン」が策定されて以来、町民の皆さんに「男女共同参画」を知っていただくために、講演会、講座、文化産業まつりでの啓発や広報紙への掲載などを行ってきました。

今年4月の「男女共同参画推進条例」の施行を機に、これからは皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いします。



(吉田あけみ 審議会委員)

東郷町男女共同参画推進条例の第4条では、町民の責務として、男女共同参画の推進に取り組むことが書かれています。

皆で協力して性別にかかわらず人権が尊重される社会をつくっていきましょう。

(栃木女子大学 人間関係学部 教授)

■ 男女共同参画審議会とは…

東郷町男女共同参画審議会は、9人（うち公募1人）の審議会委員で構成され、東郷町男女共同参画プランの進捗状況の確認、評価及び男女共同参画の推進のために必要な活動を行います。

■ インフォメーション

次のようなときにご相談ください。

配偶者や恋人の暴力で悩んでいるとき
家庭内の不和やいざこざで困っているとき
離婚、男女問題などで悩んでいるとき
職場や近隣での人間関係に悩んでいるとき
自分らしい生き方を見つけたいとき
その他、人に言えない悩みがあるとき

※相談は無料で、相談内容の秘密は固く守りますので、安心してご相談ください。

女性悩みごと電話相談

専用ダイヤル 052-962-2527 (祝日、年末年始は休み)
女性相談員がお聴きし、一緒に考えます。
相談時間：月～金曜日 午前9時～午後9時
土・日曜日 午前9時～午後4時

面接相談（予約制）

電話相談の後、必要に応じて女性相談員が行います。
相談時間：火～日曜日 午前9時～午後5時
水曜日は午後8時30分まで
月曜日、祝日、年末年始は休み

弁護士による相談

○法律相談（予約制）

身の回りの法律問題について、女性弁護士がアドバイスします。
面接による相談で、ひとり30分間です。
女性悩みごと電話相談での相談の後、必要に応じて予約をします。
相談時間：月曜日 午前10時～正午

○DV専門電話相談

専用ダイヤル 052-962-2528
DV被害者に弁護士が電話でアドバイスします。
法律的な問題は、こちらをご利用ください。
相談時間：月曜日 午後2時～午後3時30分
第1・3・5月曜日は女性弁護士が対応します。

愛知県女性相談センター
(ウィルあいち内)

(愛知県ホームページより)

ウィルあいち
お問い合わせ先

〒461-0016 愛知県名古屋市東区上豊杉町1番地
TEL: 052-962-2511 (代表) FAX: 052-962-2567

東郷町男女共同参画情報誌

創刊号2011年11月

皆様のご意見・ご感想をお聞かせください。

【編集・発行・問い合わせ先】

東郷町 生活部 くらし協働課

協働推進係・東郷町男女共同参画審議会

〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

T E L 0561-38-3111(代) F A X 0561-38-7933

ホームページ <http://www.town.aichi-togo.lg.jp>

編集後記

東郷町男女共同参画推進条例の制定をきっかけに情報誌を発行することとなりました。

皆様と一緒に男女共同参画について考えていくたいと思います。

情報誌へのアイディアがありましたらお気軽にお問い合わせください。

お待ちしています！(N)